

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

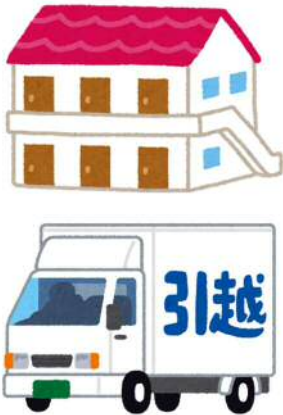
(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)



春です！

引っ越しに伴うトラブルに 気を付けましょう！

春は新入学、新入社、転勤などに伴う「引っ越し」の季節です。毎年3月から5月にかけて、苫小牧市消費者センターには「引っ越しで家具に傷が付いた」「賃貸住宅を退去するときに高額な費用を請求された」などの相談が多く寄せられます。これらのトラブルを防ぐためにどのような対策が必要か、考えてみましょう！



引っ越しトラブルを防ぐために

- ・電話やインターネットの見積だけで事業者を決めるのは避ける。
 - ・複数の事業者から見積をとる。
 - ・見積書や引越約款（※）により作業内容等を確認する。
 - ・貴重品や壊れやすい物は事前に申告する。
 - ・荷物の破損や紛失があれば、事業者に3か月以内に連絡する。
- ※引越運送事業者は、国が定めた「標準引越運送約款」又は国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款を使用しなければなりません。

賃貸住宅の原状回復トラブルを防ぐために

- ・契約前に退去時の修繕費用負担などを契約書類で確認する。
- ・入居時に賃貸物件のキズや汚れなどを確認し、記録に残す。
- ・入居中にトラブルが起きたときは、すぐに貸主側に相談する。
- ・退去時には、精算内容を確認し、納得できない点は貸主側に説明を求める。



「原状回復」の一般的なルール

- ・借主は、賃貸物件の「原状回復義務」を負う。
- ・「通常損耗」「経年変化」「借主に責任がない損傷」は、原状回復義務に含まれない。

※一般的なルールと異なる条件が契約で定められている場合があります。

【参考資料】原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（国土交通省住宅局）

消費者トラブルで困ったときは 苫小牧市消費者センターへ

住所：苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター3階

受付：平日8時45分～17時15分

第2・第4金曜日は、20時00分まで（夜間は予約制）

電話：33-6510又は局番なし188



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤマン

消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました。

令和7年3月18日に苫小牧市消費者被害防止ネットワーク定例会議を市民活動センターにおいて開催しました。会議では、令和6年度の活動報告の後、令和7年度の取組について協議しました。令和7年度は、年金支給日に合わせた街頭啓発などの取組を継続するほか、消費者被害防止小学校出前講座などの新たな取組を実施する予定です。また、関係機関と積極的に情報交換しながら、連携を強化していくことが共有されました。今後も消費者被害を未然に防止するための活動を積極的に行っていきます。



※『苫小牧市消費者被害防止ネットワーク』は、警察、消費生活、福祉及び教育の分野の関係機関・団体が協力・連携し、悪質商法・特殊詐欺などによる消費者被害の防止に資するための活動を行っています。

悪質商法・特殊詐欺被害の未然防止に役立つ

「自動通話録音機器」の貸出しを募集します。

自動通話録音機器は、現在お使いの電話機に取り付けるだけで、警告音声流れ、その後自動で会話内容が録音されます。また、警告音声を聞いた相手が電話を切る効果も期待できます。後を絶たない悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、自動通話録音機器を使ってみませんか。

- 貸出対象 満70歳以上の高齢者の居住する世帯
- 募集期間 令和7年4月7日～4月30日
- 貸出期間 令和8年3月31日まで
- 貸出台数 60台（1世帯につき1台。応募多数の場合抽選）
- 申込方法 申込書を直接持参又は郵送



〔お問合せ〕

苫小牧市 市民生活部 市民生活課 消費生活担当

住 所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階

電 話：32-6306

